

第3回市民参画・協働推進委員会資料

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	まちづくりと施設整備の方向（立地適正化計画による都市再構築の方針）一案一	<p>【目的】 都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」制度の導入に際しての基本的な方向性及び施設整備やまちづくりの案を示すもの</p> <p>【内容】 立地適正化計画の制度概要、制度導入の背景、区域設定の方向案 複合施設計画の見直しと各施設の整備の方向案 ※意見を聴いた後は、立地適正化計画や個別の施設計画へ引き継ぐものとする。</p> <p>【区分】 特に必要と認められるもの</p> <p>【計画期間】 平成27年度から</p> <p>【関係法令】 立地適正化計画に関しては、都市再生特別措置法第81条の規定により市町村が定めることができることとされている。</p>	キ 特に必要		